

2. 保健・医療

(1) 救急医療・医療給付

事業	内 容			
救急医療情報センター	急病などの緊急時に、電話による問い合わせにより、診療可能な最寄りの医療機関の案内を 24 時間 365 日体制で行っています。 《救急医療情報センターの電話番号》			
	地域	電話番号	地域	電話番号
	名古屋	052-263-1133	尾張横須賀	0562-33-1133
	豊 橋	0532-63-1133	刈 谷	0566-36-1133
	岡 崎	0564-21-1133	豊 田	0565-34-1133
	一 宮	0586-72-1133	西 尾	0563-54-1133
	瀬 戸	0561-82-1133	新 城	0536-22-1133
	半 田	0569-28-1133	設 楽	0536-62-1133
	春日井	0568-81-1133	田 原	0531-23-1133
	津 島	0567-26-1133	※どの番号でも名古屋にあるセンターにつながります。	
	また、インターネットでも「今、診てもらえる病院・診療所」の検索ができます。 ○あいち救急医療ガイド https://www.qq.pref.aichi.jp/			
	休日・夜間診療所	休日や夜間の急病などの診療を行う診療所が設置されています。		
《問い合わせ先》各診療所（P124～参照）				
認知症治療病棟 入院料算定病院	精神症状や問題行動が著しい認知症高齢者を専門的に治療する病棟を持っている病院です。（令和8年4月1日現在）			
	病 院 名	所 在 地		電話番号
	松蔭病院	名古屋市中川区打出 2-70		052-352-3251
	まつかげシニアホスピタル	名古屋市中川区打出 2-347		052-352-3250
	もりやま総合心療病院	名古屋市守山区町北 11-50		052-791-2133
	絃仁病院	名古屋市守山区四軒家 1-710		052-771-2151
	可知記念病院	豊橋市南大清水町富士見 456		0532-26-1101
	岩屋病院	豊橋市岩屋町岩屋下 39-1		0532-61-7100
	あさひが丘ホスピタル	春日井市神屋町地福 1295-31		0568-88-0284
	仁大病院	豊田市猿投町入道 3-5		0565-45-0110
	北津島病院	稲沢市平和町嫁振 307		0567-46-3530
	みどりの風 南知多病院	南知多町豊丘孫廻間 8 6		0569-65-1111
	七宝病院	あま市七宝町下田矢倉下 1432		052-443-7800
	重度認知症患者 デイ・ケア料算定 病院	在宅の認知症高齢者の生活機能を回復させるための訓練や家族に対する介護指導等を実施する施設です。（令和8年5月1日現在）		
病 院 名		所 在 地		電話番号
松蔭病院		名古屋市中川区打出 2-70		052-352-3251
春日井みずほクリニック		春日井市西山町 3-19-8		0568-56-0555
太田川オレンジクリニック		東海市大田町汐田 1062		0562-85-1121
大府病院		東浦町森岡上源吾 1		0562-83-3161
在宅歯科医療連携室	通院治療が難しい方に対して、訪問歯科診療の申込窓口を案内します。 ○訪問歯科診療申込窓口（市区町村別） https://aichi8020.net/home_visit/ また、職員向けに口腔ケアの講習を希望する介護施設等に歯科衛生士を紹介します。			

事 業	内 容	
	《問い合わせ先》愛知県歯科医師会 電話：052-962-8020	
70歳から74歳までの方の医療	70歳から74歳までの方は、医療機関で受診した際の窓口負担が、所得に応じて2割または3割となります。 マイナ保険証をお持ちの方は、マイナ保険証を医療機関の窓口で提示することで自己負担限度額までの支払いとなります。 マイナ保険証をお持ちでない方は、資格確認書に加え、保険者から交付された、自己負担割合を示す高齢受給者証※を医療機関の窓口で提示する必要があります。 ※保険者によっては、高齢受給者証を兼ねた資格確認書を交付している場合があります。 《一部負担金の額》 (1)(2)以外の方 2割負担 (2)現役並みの所得がある方 3割負担 ※現役並みの所得がある方(3割負担)と判定された場合でも、収入額等が一定の条件を満たす場合には、申請を行うことにより、2割負担となります。 《高額療養費の支給》 病院の窓口での1か月の医療費が高額になった場合には、後で申請をすることにより、下表の自己負担限度額を超えた額が高額療養費として支給されます。 ○1か月の自己負担限度額（令和8年8月～） （参考 国民健康保険の場合）	70歳から74歳までの方 （後期高齢者医療加入者を除く）

区 分		自己負担限度額		
		外来 (個人ごと)	外来+入院【月額】 (世帯ごと)	外来+入院【年間】 (世帯ごと)
現役並みの所得のある方	Ⅲ 課税所得 690万円以上	270,300円+（医療費－901,000円）×1% <1年間で4回目からは140,100円>		1,680,000円
	Ⅱ 課税所得 380～690万円未満	179,100円+（医療費－597,000円）×1% <1年間で4回目からは93,000円>		1,110,000円
	Ⅰ 課税所得 145～380万円未満	85,800円+（医療費－286,000円）×1% <1年間で4回目からは44,400円>		530,000円
一般 ～145万円未満		22,000円 年間上限 216,000円	61,500円 <1年間で4回目からは 44,400円>	530,000円 ※
低所得者	Ⅱ 住民税非課税	11,000円 年間上限 96,000円	25,700円 <1年間で4回目からは 24,600円>	290,000円
	Ⅰ 一定所得以下	8,000円	15,700円	180,000円

※ 課税所得28万円未満であることが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払いとなります。

事 業	内 容	対 象 者																		
	《高額医療・高額介護合算制度》 また、1年間の医療費と介護サービス費の両方の自己負担の合算額が高額な場合には、後で申請することにより、下表の自己負担限度額を超えた額が高額医療・介護合算療養費として支給されます。 ○1年間の医療費と介護サービス費を合算する場合の限度額 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">区 分</th><th>自己負担限度額 ※</th></tr> <tr> <td rowspan="3">現役並みの 所得のある方</td><td>Ⅲ 課税所得 690万円以上</td><td>212万円</td></tr> <tr> <td>Ⅱ 課税所得 380～690万円未満</td><td>141万円</td></tr> <tr> <td>Ⅰ 課税所得 145～380万円未満</td><td>67万円</td></tr> <tr> <td colspan="2">一 般</td><td>56万円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">低所得者</td><td>Ⅱ 世帯全員が 市町村民税非課税</td><td>31万円</td></tr> <tr> <td>Ⅰ Ⅱで更に所得が 一定基準以下</td><td>19万円</td></tr> </table> ※自己負担限度額の計算の対象となる期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までです。	区 分		自己負担限度額 ※	現役並みの 所得のある方	Ⅲ 課税所得 690万円以上	212万円	Ⅱ 課税所得 380～690万円未満	141万円	Ⅰ 課税所得 145～380万円未満	67万円	一 般		56万円	低所得者	Ⅱ 世帯全員が 市町村民税非課税	31万円	Ⅰ Ⅱで更に所得が 一定基準以下	19万円	
区 分		自己負担限度額 ※																		
現役並みの 所得のある方	Ⅲ 課税所得 690万円以上	212万円																		
	Ⅱ 課税所得 380～690万円未満	141万円																		
	Ⅰ 課税所得 145～380万円未満	67万円																		
一 般		56万円																		
低所得者	Ⅱ 世帯全員が 市町村民税非課税	31万円																		
	Ⅰ Ⅱで更に所得が 一定基準以下	19万円																		
	《問い合わせ先》 市町村国保加入者・・・各市町村の国民健康保険担当課（P118～参照） それ以外の方・・・加入している（国民）健康保険組合、協会けんぽ等																			
後期高齢者医療制度による医療の給付	75歳以上の方（65歳から74歳までの方で一定の障害のある方は申請により加入可）が医療機関で受診した場合は、後期高齢者医療制度で医療の給付が受けられます。 《一部負担金の額》 外来・入院 1割負担 一定以上所得のある方は2割負担 現役並みの所得の方は3割負担※ ※ 現役並み所得のある方（3割負担）と判定された場合でも、収入額等が一定の条件を満たす場合には、申請を行うことにより、2割または1割負担となります。 《高額療養費の支給》 病院の窓口での1か月の医療費が高額になった場合には、下表の自己負担限度額を超えた額が高額療養費として支給されます。（初回のみ申請が必要）	75歳以上の方及び65歳以上で一定の障害のある方																		

事 業		内 容		対 象 者
		○1 か月の自己負担限度額（令和8年8月～）		
区 分		自己負担限度額		
		外来 （個人ごと）	外来＋入院【月額】 （世帯ごと）	外来＋入院【年間】 （世帯ごと）
現役並みの所得のある方	Ⅲ 課税所得 690万円以上	270,300円＋（医療費－901,000円） ×1％ ＜1年間で4回目からは140,100円＞		1,680,000円
	Ⅱ 課税所得 380～690万円未満	179,100円＋（医療費－597,000円） ×1％ ＜1年間で4回目からは93,000円＞		1,110,000円
	Ⅰ 課税所得 145～380万円未満	85,800円＋（医療費－286,000円） ×1％ ＜1年間で4回目からは44,400円＞		530,000円
一般 ～145万円未満		22,000円 年間上限 216,000円	61,500円 ＜1年間で4回目からは 44,400円＞	530,000円 ※
低所得者	Ⅱ 住民税非課税	11,000円 年間上限 96,000円	25,700円 ＜1年間で4回目からは 24,600円＞	290,000円
	Ⅰ 一定所得以下	8,000円	15,700円	180,000円

注 マイナ保険証を保有していない場合は、限度区分を併記した資格確認書を医療機関において提示することで自己負担限度額までの支払いとなります。

※ 課税所得 28 万円未満であることが確認できた者は、年間上限 41 万円を適用し、令和 9 年 8 月以降に償還払いとなります。

《高額医療・高額介護合算制度》

また、1 年間の医療費と介護サービス費の両方の自己負担の合算額が高額な場合には、後で申請することにより、下表の自己負担限度額を超えた額が高額医療・介護合算療養費として支給されます。

○1 年間の医療費と介護サービス費を合算する場合の限度額

区 分		自己負担限度額 ※
現役並みの所得のある方	Ⅲ 課税所得 690万円以上	212 万円
	Ⅱ 課税所得 380～690万円未満	141 万円
	Ⅰ 課税所得 145～380万円未満	67 万円
一 般（Ⅰ及びⅡ）		56 万円
低所得者	Ⅱ 世帯全員が 市町村民税非課税	31 万円
	Ⅰ Ⅱで更に所得が 一定基準以下	19 万円

※自己負担限度額の計算の対象となる期間は、毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までです。

事 業	内 容	対 象 者																										
	《問い合わせ先》各市区町村の後期高齢者医療担当課（P118～参照） 愛知県後期高齢者医療広域連合 名古屋市東区泉 1-6-5（国保会館北館 3 階） 電話：052-955-1227(代表)																											
後期高齢者福祉医療費の支給	後期高齢者医療制度の被保険者で、次の条件に該当する方が医療機関で受診した場合は、医療機関での一部負担金相当額を助成します。 《支給対象になる方》次のいずれかに該当する方 ①障害者医療（精神障害者医療を含む）、母子・父子家庭医療受給資格要件該当者 ②戦傷病者手帳所持者（所得制限を満たす方） ③公費負担医療要件該当者（精神障害措置入院患者、勧告に伴う結核入院患者） ④ねたきり高齢者（3か月以上）、認知症高齢者（3か月以上）で、市町村民税が課されていない方（本人の生計を維持する方がいる場合、その方が市町村民税を課されていないときのみ）	左の「内容」欄を参照してください。																										
	《問い合わせ先》各市区町村の後期高齢者福祉医療担当課（P118～参照）																											
認知症疾患医療センター事業	認知症疾患と認知症の行動・心理症状や身体合併症に対応できる医療機関において、認知症に関する相談業務や、地域のかかりつけ医など関係機関との連携体制の構築、地域の介護・保健医療関係者への研修などを実施します。 <table><tr><td><u>愛知県委託先</u></td><td><u>名古屋市委託先</u></td></tr><tr><td>済衆館病院（北名古屋市）</td><td>大隈病院（北区）</td></tr><tr><td>七宝病院（あま市）</td><td>名鉄病院（西区）</td></tr><tr><td>愛知医科大学病院（長久手市）</td><td>偕行会城西病院（中村区）</td></tr><tr><td>上林記念病院（一宮市）</td><td>まつかげシニアホスピタル（中川区）</td></tr><tr><td>あさひが丘ホスピタル（春日井市）</td><td>あいせい紀年病院（南区）</td></tr><tr><td>布袋病院（江南市）</td><td>もりやま総合心療病院（守山区）</td></tr><tr><td>国立長寿医療研究センター（大府市）</td><td>相生山ほのほのメモリークリニック（緑区）</td></tr><tr><td>トヨタ記念病院（豊田市）</td><td>藤が丘さくらなみきクリニック（名東区）</td></tr><tr><td>岡崎市民病院（岡崎市）</td><td>八事病院（天白区）</td></tr><tr><td>八千代病院（安城市）</td><td></td></tr><tr><td>豊橋こころのケアセンター（豊橋市）</td><td></td></tr><tr><td>可知記念病院（豊橋市）</td><td></td></tr></table>	<u>愛知県委託先</u>	<u>名古屋市委託先</u>	済衆館病院（北名古屋市）	大隈病院（北区）	七宝病院（あま市）	名鉄病院（西区）	愛知医科大学病院（長久手市）	偕行会城西病院（中村区）	上林記念病院（一宮市）	まつかげシニアホスピタル（中川区）	あさひが丘ホスピタル（春日井市）	あいせい紀年病院（南区）	布袋病院（江南市）	もりやま総合心療病院（守山区）	国立長寿医療研究センター（大府市）	相生山ほのほのメモリークリニック（緑区）	トヨタ記念病院（豊田市）	藤が丘さくらなみきクリニック（名東区）	岡崎市民病院（岡崎市）	八事病院（天白区）	八千代病院（安城市）		豊橋こころのケアセンター（豊橋市）		可知記念病院（豊橋市）		県 民
<u>愛知県委託先</u>	<u>名古屋市委託先</u>																											
済衆館病院（北名古屋市）	大隈病院（北区）																											
七宝病院（あま市）	名鉄病院（西区）																											
愛知医科大学病院（長久手市）	偕行会城西病院（中村区）																											
上林記念病院（一宮市）	まつかげシニアホスピタル（中川区）																											
あさひが丘ホスピタル（春日井市）	あいせい紀年病院（南区）																											
布袋病院（江南市）	もりやま総合心療病院（守山区）																											
国立長寿医療研究センター（大府市）	相生山ほのほのメモリークリニック（緑区）																											
トヨタ記念病院（豊田市）	藤が丘さくらなみきクリニック（名東区）																											
岡崎市民病院（岡崎市）	八事病院（天白区）																											
八千代病院（安城市）																												
豊橋こころのケアセンター（豊橋市）																												
可知記念病院（豊橋市）																												

(2) 健康づくり

事業	内 容		対 象 者	
健康増進法による 保健事業	《事業内容》 ①健康手帳（特定健康診査・特定保健指導等の記録をし、健康管理に役立てます。） ②健康教育（生活習慣病の予防など、健康に関することを個別あるいは集団で開催します。） ③健康相談（心身の健康についての相談に応じ、必要な指導・助言をします。） ④訪問指導（療養上、保健指導が必要な方に保健師、看護師等が家庭訪問します。）		40歳から64歳 までの方	
	《問い合わせ先》各市区町村の保健衛生担当課（P118～参照）			
事業	内 容			
あいち健康の森 健康科学総合 センター （あいち健康プラザ）	健康づくりを総合的にお手伝いします。 ○健康開発館 多彩な健康づくり教室を実施しています。 一人ひとりにあった健康づくりを提案します。 ＜主な施設及び利用料金＞ ・トレーニング施設 1回620円 1箇所3,900円 ＜健康づくり教室＞ ・日帰りプラン 3,930円～12,450円 ・1泊2日プラン 5,090円～13,610円 （食事代、宿泊料金が別途必要になります。） ○健康情報館 健康関連情報をインターネットで提供しています。 ○健康宿泊館（あいち健康の森 プラザホテル） 健康づくりのための学習、滞在の場を提供します。 宿泊室、会議室、温泉浴場など ＜主な利用料金＞ ・宿泊室（中学生以上の方は入湯税 150円が別途必要になります。）			
	（1人1泊）	一般利用	平日（日～木曜日適用）※	健康づくり教室等参加者
	シングル	5,800円	5,400円	3,600円～
	ツイン（2人）	5,600円～	5,200円～	3,700円～
	和室（4人）	4,000円～	3,300円～	2,500円～
	スイート（2人）	12,700円～	12,400円～	
	※ただし、4/29～5/5、7/21～8/31、1/2、1/3を除く			
	・温泉浴場（入湯税を含む。） 大人650円 トレーニング施設利用者400円 健康づくり教室等参加者400円 小学生200円			

事業	内容
	・プラザホール、会議室 区分、利用時間により料金が異なります。 （休館日 月曜日（但し、あいち健康の森プラザホテルは除く）、12月29日～1月1日）
	《問い合わせ先》施設へ直接 知多郡東浦町大字森岡字源吾山 1-1 電話：0562-82-0211 ホームページ https://www.ahv.pref.aichi.jp/